

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	金丸 寛 君	副委員長	清水 和弘 君
	加藤 敬徳 君		清水 正二 君
	斉藤 芳夫 君		内藤 久歳 君
	藤原 正夫 君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（11名）

議長	長谷部 集 君		谷口 和男 君
	秋山 照雄 君		横山 洋介 君
	金丸 幸司 君		滝川 美幸 君
	五味 武彦 君		小澤 重則 君
	有泉 庸一郎 君		山本 英俊 君
	保坂 芳子 君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	小林 信生 君	上下水道部長	古屋 正彦 君
建設課長	小宮山 尚 君	農林振興課長	箭本 太 君
上水道課長	望月 新路 君	建設総務係長	森田 公 君
建設管理係長	保坂 俊和 君	建設土木係長	中澤 一昭 君
農林振興係長	丸茂 貴幸 君	上水道総務係長	鷹野 美穂 君
給水係長	小澤 裕一 君		

---

## 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 長 田 大 地  
書 記 中 込 美 智 子

## 審査内容

### 1 条例等審査

議案第46号 甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

議案第42号 甲斐市森林管理基金条例の制定の件

議案第50号 市道路線認定の件

### 2 補正予算審査

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

議案第49号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）

### 3 その他

開会 午前 9時27分

○書記（中込美智子君） 改めましておはようございます。連日のご参集大変お疲れ様です。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに委員長よりご挨拶をいただきまして委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは金丸委員長よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 改めましておはようございます。大変ご苦労さまです。

本日も委員の皆さん、傍聴いただいている議員の皆さんのご協力をいただき、活発な意見を頂戴しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（金丸 寛君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等審査を行います。

議案第46号 甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第46号 甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案につきましては13ページから17ページ、議会資料につきましては8ページから31ページになります。

議案の17ページをお願いいたします。

本議案の提案理由につきましては、公営企業会計への適用の推進について、平成27年1月27日付、総財公第18号総務大臣通知の要請等により、簡易水道事業について地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。

説明につきましては、議会資料にて説明させていただきます。

議会資料の8ページをお願いいたします。

甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の概要になります。

まず、改正の背景等について説明します。

（1）経緯についてですが、総務省では公営企業会計への適用を推進しており、平成27年1月、総務大臣通知等により重点的に人口3万人以上の市区町村の簡易水道事業と下水道事業を公営企業会計に移行するよう要請がありました。これを受け、本市簡易水道事業と下水道事業においても、令和2年4月1日に移行することとし準備を進めているところであります。

なお、下水道事業関係の例規の改正につきましては、9月の定例議会に下水道課より上程する予定でございます。

（2）公営企業会計移行による主な変更点ですが、公営企業会計に移行するに当たり、関係条例等の制定、廃止及び一部改正が必要であり、会計処理の方式も官公庁会計から公益企業会計へと変更になります。

（3）公営企業会計移行の理由についてですが、総務省が公営企業会計の適用を推進する

理由といたしまして、近年、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少など公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増している中で、みずからの経営状況を把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められており、そこで経営成績や財政状況などみずからの経営状況がより把握可能な公営企業会計に移行する必要があるとしております。

また、類似の公営企業の民間企業との比較が可能となり、経営のさらなる健全化にもつながり、経営の自由度が向上することから住民ニーズへの迅速な対応やサービスの向上につながるとしております。

9ページをお願いします。

2、改正の要旨。

(1) 改正の概要ですが、①簡易水道事業を地方公営企業法の規定の全部を適用し、既に公営企業会計を適用している水道事業の条例に溶け込ませる。また、併記、準用することとします。

なお、会計は水道事業と簡易水道事業を統一するものではなく、それぞれの事業を管理、運営する上で必要な内容を水道事業関係条例等に溶け込ませる。または併記し、改正するものであります。

また、地方公営企業法では事業ごとに管理者を置くことになっておりますが、甲斐市水道事業と同様、簡易水道事業においても、独自の管理者は置かないこととします。管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は当該地方公共団体の長が行うこととなります。

該当条例は、甲斐市水道事業の設置等に関する条例外、以下のとおりです。

②職員の身分につきましては、水道事業職員とともに簡易水道事業職員及び下水道事業職員も企業職員となるため、例規内の「水道企業職員」の名称を「企業職員」に改正します。

当該条例は、甲斐市職員定数条例外であります。

なお、議案として、それぞれの条例の一部改正としての上程ではなく、甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の中の附則として改正する方式をとっておりますので、よろしくをお願いします。

10ページをお願いします。

(2) 主な改正条文として、内容、旧・新、該当条例の項目で表にまとめました。事業の名称の改正内容は、旧「水道事業」を新「水道事業及び簡易水道事業」に改め、該当する条例が「甲斐市水道事業の設置等に関する条例」と「甲斐市水道審議会条例」となります。

管理者の名称の改正内容は、旧「水道事業の管理者の権限を行う市長または市長」を新「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。該当する条例が、甲斐市水道事業の設置等に関する条例外6件の条例となります。

企業職員の名称の改正内容は、旧「水道企業職員」を新「企業職員」に改める。該当する条例が、甲斐市職員定数条例外1件の条例となります。

水道への名称の改正ですが、旧「上水道」を新「水道」に改め、該当条例が、甲斐市下水道使用料条例外2件の条例となります。

続きまして、新旧対照表にて主な改正点のみ説明させていただきます。

13ページをお願いします。

甲斐市水道事業の設置等に関する条例の主な改正点についてですが、「甲斐市水道事業の設置等に関する条例」の題名を簡易水道事業を溶け込ませるため、「甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例」と名称を改めます。

第1条、「水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業」（以下「水道事業等」と言う。）に改めます。

第2条、見出しを含め「水道事業」を「水道事業等」に改め、法の全部適用第2条の2を追加します。

第3条第2項、「給水区域、計画給水人口」を「水道事業の給水区域、計画給水人口」に改め、新たに第3項に「簡易水道事業の名称」を「給水区域及び計画給水人口並びに計画一日最大給水量は、次のとおりとする。」を加え、14ページの表を追加します。

15ページをお願いします。

第4条第2項、「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めます。

主な内容については以上となり、これにより簡易水道事業の設置等に関する内容を甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に溶け込ませたため、甲斐市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止します。

17ページをお願いします。

甲斐市行政組織条例の新旧対照表になります。

第2条の表、上下水道部「第1号簡易水道の関すること」を削り、「第1号小規模水道に関すること、第2号専用水道、簡易専用水道及び小規模受水槽水道に关すること」を加え、「第2号下水道地域し尿処理施設及び農業集落排水に关すること」を繰り下げ、「第3号」

に改めます。これは、前回の議会改革等で他の課より上水道課に移管された業務について追加するものです。

18ページをお願いします。

18ページ、甲斐市情報公開条例新旧対照表、第2条第1号中、19ページの甲斐市個人情報保護条例新旧対象表、第2条第1号中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めます。

20ページをお願いします。

甲斐市職員定数条例新旧対照表、第2条第9号中「水道企業職員」を「企業職員」に改めます。

21ページ、甲斐市特別会計条例新旧対照表、簡易水道事業が特別会計から公営企業会計に変更となるため、第1条「第6号簡易水道事業特別会計簡易水道事業」を削り、第7号から第11号まで1号ずつ繰り上げます。

22ページをお願いします。

甲斐市下水道使用料条例新旧対象表、第2条第1号中「甲斐市上水道給水条例」を「甲斐市水道給水条例」に改めます。これはこの後、25ページで説明となりますが、題名の改正によるものです。

23ページ、甲斐市水道審議会条例新旧対象表になります。第1条中「水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業」（以下、「水道事業等」と言う。）に改めます。

24ページをお願いします。

甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表になりますけれども、水道事業職員に加え、簡易水道事業職員も企業職員とするため、題名を「甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、第1条及び第2条中「水道企業職員」を「企業職員」に改めます。

第4条中「管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業管理者の権限を行う市長」に改めます。

25ページをお願いします。

甲斐市上水道給水条例新旧対象表であります。題名「甲斐市上水道給水条例」を「甲斐市水道給水条例」に改めます。

第1条中「上水道事業」を「水道事業」に改め、第3条中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めます。

26ページをお願いします。

甲斐市簡易水道給水条例新旧対照表についてになります。

甲斐市簡易水道事業の設置に関する条例の廃止に伴い、第2条中「甲斐市簡易水道事業の設置等に関する条例」を「甲斐市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第3条第1号中「市長を水道事業及び簡易水事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者と言う。）」に改め、第5号「定例日、料金算定を基準日としてあらかじめ管理者の定めた日を言う。」を加えます。

第4条第1号中「水道料金」を「簡易水道料金」に改め、27ページになりますけれども、同条第2項表中、口径の欄に「その他」、項目の欄に「特別なものについては別に料金を協定をすることができる。」を加え、第4項「定例日から定例日の間の中途（以下、月の中途と言う。）において、簡易水道の使用を開始し、または中止し、及び廃止するときの料金は次の定めるところによる。第1号、使用日数が15日以下のとき、基本料金の月額額の2分の1の額、第2号、使用日数が15日を超えるとき、一月として算定した月額、第5項、月の中途においてメーターの送付計、またはその用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い料金により算定する。ただし、同日数の場合は変更後の料金を算定する。」を加えます。

第3条第5号、第4条第4項、第5項で加えた内容につきましては、現在、甲斐市上水道給水条例の第29条の規定を準用し算定してまいりましたが、今回の条例改正に伴い、条文として明記したほうがよいと判断し加えるものです。

30ページをお願いします。

甲斐市簡易水道水源保護条例新旧対照表になります。第6条第2項中「市長を水道事業及び簡易水道事業の管理者を行う市長（以下、管理者と言う。）」に改める。同条第3項中「市長」を「管理者」に改め、第7条及び第9条第2項第2号中「市長」を「管理者」に改めるものです。

以上が新旧対照表の説明となります。

10ページにお戻りいただきまして、（3）改正条例数ですが、一部改正12件、廃止1件となります。

（4）施行期日は、令和2年4月1日とします。

また、11ページ、12ページに簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するこ

とに伴う規則等の整備一覧表を掲載しております。

本条例の一部改正により、規則等についても関係箇所の一部を改正させていただきます。

以上が議案第46号 甲斐市水道事業設置等に関する条例の一部改正の件の説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この改正については、総じて水道事業の中に簡易水道が組み込まれるということで、内容的にはほとんど今までどおりという認識でいいのかな。

○委員長（金丸 寛君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 内容的には現在のものと一緒になっております。管理者の言い方を変えたりとか、そういう点で変更させていただいております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 17ページのところで、行政組織条例というのを改正するという事なんですけれども、部の名前が上下水道部と同じ部なんですけれども、今までのこういういろいろな改正の内容を見ると、上水道というのは余り使っていないんですよね。本来であれば水道下水道部という名が、それが普通だと思うんですが、語呂の合わせで多分、上下水道部ということだと思うんですが、ならば、その課の名前はそのままですか。そこまで言っちゃっていいのかわかんないですけども。そこも改正する必要もあるのかなと思うんですが、どうなんですかね。

○委員長（金丸 寛君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 課の名前とか部の名前につきましては、今後、機構改革等予定されていますので、名称を変更する必要があるのか、それとももっと大きく企業局的な形にするべきなのか、そこら辺は検討していく必要があるかと思っております。

○委員長（金丸 寛君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと具体的には、課の名前がね、水道課、下水道課、一番適正な名称ではないのかなというふうに思いますので、一応それは要望ということで結構なので、要望します。

○委員長（金丸 寛君） そのほか傍聴議員の方、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第46号の質疑を終了します。

これより議案第46号 甲斐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第46号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

続いて、議案第42号 甲斐市森林管理基金条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、農林振興課から議案第42号 甲斐市森林管理基金条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

今回制定する条例は、本年1月の建設経済常任委員会においてご説明をさせていただいております森林環境譲与税の受け入れに伴う基金条例となります。

議案集につきましては、3ページ、4ページになります。

国では温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的とした森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設いたしました。

このうち、森林環境譲与税は今年度から全都道府県及び全市区町村に交付されることとなりますが、目的税であることから、余剰金が生じる場合には基金などによる運用が必要となります。譲与税交付後から当該税を活用した森林経営管理法に基づく事業を進めていくこととなりますが、当面は森林の現況調査や計画策定などに係る経費の支出のみとなり、早急に多額の費用を必要とする事業行為等には至らないため余剰金が生じることが想定されます。

県や県内の各市町村も同様の考えで、基金による運用を計画しており、6月定例議会での条例制定を予定していることから、本市においても、他の自治体と足並みをそろえ、甲斐市森林管理基金条例を制定するものであります。

本条例の提案理由につきましては、議案4ページをお願いいたします。

森林環境譲与税の創設に伴い、市が行う森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、甲斐市森林管理基金条例を制定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由となります。

条例の内容につきましては、申しわけございません。3ページにお戻りください。

条例の名称は、甲斐市森林管理基金条例であります。

条例は全7条からの条文により構成をされております。

第1条は、設置に関する事項となり、市内の森林の整備及び管理に必要な事業の財源に充てるため、甲斐市森林管理基金を設置するという設置目的が明記をされております。

第2条は、積み立てに関する事項で、基金として積み立てる額は予算で定める額とするようになります。

第3条は、管理に関する事項で、基金に属する現金は金融機関の預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとなり、また基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができますとなります。

第4条は、運用益基金の処理に関する事項で、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、または基金に編入するものとするとなります。

第5条は、繰りかえ運用に関する事項で、市長が財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるとなります。

第6条は、処分に関する事項で、基金は基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるとなります。

第7条は、委任事項となり、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定めることとなります。

最後に、附則において、施行日を公布の日からとしております。

この森林環境譲与税につきましては、法令上、使途、使い道を定め、市町村が行う間伐や人材育成、それから担い手等の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費などに充てなければならず、既存の林務関係事業費に予算を上乗せすることや単なる財源の振りかえなど、現在実施している施策へ予算を充当することは適当でないと言われておりますので、今後、新規の施策、あるいは充当できる事業を精査し、国や県とも連携をとりながら、財源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

公布初年度となります今年度につきましては、この後の補正予算でもご説明させていただきますけれども、森林の現状を把握し、今後の森林整備計画等に活用するため、山間部の航空写真撮影を行い、画像データを林地台帳管理システムに反映をさせる業務を行いたいと考えております。

以上が甲斐市森林管理基金条例の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） この森林環境譲与税の創設に伴いということで、これによって交付さ

れたものについての余剰金をこの基金に積み立てていくというふうな内容だと思うんですけども、この基金に対して使うことは本来そのもの以外には使うことはできないというこの条例の中ですけれども、基金に積み立てるものはほかの財源からその基金に積み立てるという形のもの、これはできるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 先ほども説明をさせていただきましたけれども、あくまでもこれは国のほうからいただけるものでございまして、森林整備に関する事業にのみというふうな形になりますので、毎年、後ほど補正のところでも金額のほうをまた説明させていただきますが、今年度は約460万円ほどの税がいただける予定になっております。そのいただいたものを基金に積み立てをして、それを財源として森林整備に関する事業を行ってくださいというものなので、基本的には国から毎年いただくものを財源に準用していくという形、ほかの財源は入れないという形になります。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） というのは、例えば、サテライトとかあって、それはまた別の基金をやっているじゃないですか。今後、今からだけれども、バイオマスのそれが出たときに、そういった森林関係ということで、そういった収入の部分で出たときに、その管理基金というのかな、そういうのに入れるかどうかということが、その聞いたかったので、だめということですね。これはしないということですね。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明だと、これ地球温暖化の大きな対策ということの大きな柱があると思うんですけども、今の説明の中だと、とりあえず基金を積み立てるということで、その活用方法については、今後、今言うように、航空写真のとか調査をまずするというふうな形だと思うんですけども、これについては、この税が出たということは、地区観光を守るという意味での譲与税ということで、これは全国的に進んでいることだと思うんですけども、そういうことに関すれば、今までの補助金という分は、市で事業を考えながら、それに補助金を加えてやっていくという事業形態がほとんどだったんですけども、これについては、そういう市の一般財源を投入しながら、この基金を活用して事業をするという、そういうものとは違うということなのか、その辺の線引きはどういうふうに今後していくのか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） お答えをさせていただきます。

先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、あくまでも、森林整備に関するというふうな目的のものでございますので、今現在ですけれども、国のほうから示されております具体的な取り組みが幾つかございまして、その中で間伐等の森林整備だとか人材育成、担い手の確保、それから推進体制の構築、木材利用普及啓発、いわゆる例えば、県産材を使った施設整備だとかという、そういったものに財源として使ってくださいというような目的になりますので、重複した説明になりますが、あくまでも、これは国からもらう予算を森林整備に使ってくださいというふうな形になると思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 大体わかった。それで、課長だけれども、今、今回、地方譲与税は444万6,000円かな、入で入っているからね。その財源だと、財源的にはもう知れているという部分があると思うんだけど、今後これを活用して事業化していく将来的な見通しというかね、今最初は調査をするといったことで、具体的に、例えば森林整備とかそういういろいろ今事業的なものを言ったじゃんね。そういうものに移行する、何というのかな、その計画というか、その辺ってどんなスパンを考えているんですか。これから考えるということ、その辺は。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 先ほどもご説明した中に、今年度については、現在の森林の状況を、最新の状況を確認させていただくために航空写真を撮るというふうな作業をしたいというふうに考えております。

その後、実際その森林をお持ちの所有者の方に、今後森林をどのように管理していくのか、管理できるのかできないのか、そういったことの意向調査ですね、そういったものをして、個人的に管理ができないよという場合につきましては、森林経営管理制度というものが今回できたんですが、その中で、とても私のところでは自分で管理ができないので市のほうで管理をしていただけませんかというふうな委託をされた場合には、うちが受託をして、実際それが手を加えることによって有意義に活用できるようなもの、場所であれば、林業関係者のほうにまたうちが再委託をして適正な管理をお願いします。とても場所的に手を加えてもちょっと厳しいよというふうなところについては、例えば、うちが下草刈りの業務を市が単独で、例えば、シルバー人材センターとかそういったところをお願いをするというふうな、そういうふうなことをしていくという流れが今のところ示されている中では、主になってく

るのかなと思います。

ただその中で、例えば、このエリアの中の木を間伐して伐採して持ち出すことによって、災害の防止だとか何とかにつながる、そういったところの整備をする場合に、そこに入っていくための林道ですね。新たな林道整備をする場合については、この税が活用できますので、今ある林道のここがまずいから直すというのは、この税に充当ができないので、あくまでも新規の整備という形になってしまいますので、そういったことができるできないというようなことの計画だとかというのをちょっと単年では計画つくるの難しいかもしれませんが、そういった皆さんの意向調査やなんかというのを、航空写真を撮った後に地権者を調べて意向調査をしてというふうな流れになって、その後、具体的に、じゃ、ここをどうしましょう、こうしましょうという計画をつくっていくという、ちょっと長期になろうかと思えますけれども、そんな流れになろうと思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明だと大体流れはわかったんだけど、これについては、やはりさきの説明の中で、県の市町村というけれども、日本全国、山梨県を見ても市街地とか山間地とか、いろいろな市が状況が違うもので、甲斐市なんかは山の自然も多いから、70%から80%山林ということで、そういうこともあるので、それ具体的に今調査をして、今そういう流れがあるんだけど、できるだけその事業化を促進できるような、やっぱり取り組みをやってもらって、他の市町村がどうのこうのという問題じゃなくて、自分の市の現状を踏まえた中で、できるだけ前倒しをしながらやっぱり森林のそういうことの目的に合った使い方をしっかりやってもらいたいと思うんだけど、その辺については、長期と言うけれども、やっぱり5年ぐらいかかるの、見通しとしては。そこら辺まだ考えてないですか。3年ぐらいかな、どのぐらいの見通しが、ある程度そういう目標を持って、今後、この基金の活用方法も考えていかんとまずいと思うので。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） そうですね。具体的に2年、3年、4年、5年という数字はちょっと言えませんけれども、できるだけ早い段階でそういった具体的な計画を策定できればなというふうに考えております。

もう一つ、先ほどの木材利用普及啓発という部分の中に、地域における木質バイオマス利用推進という部分も含まれております。今、例えば、山の中でもうこの木を切って、あるいは枯れてもう切ってしまうても構わないよというふうなものも多々あると思いますので、そ

ういった部分もまたその木質バイオ、今、うちのほうでやっていますけれども、そちらのほうの事へも関連して使えるような計画もその中で考えていけるのかなというふうにも思いますので、そういった部分を含めて、できるだけ早い時期にちょっと計画のほうもできればなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） いわゆる466万ほどが一応、国は試算していると。それを市にこのぐらいになりますよという連絡があったわけだね。それで、その所有者数が1,634人、私有林の面積が2,241ヘクタール、筆数が1万368って、前回説明もらっているんだよね。そうすると、その466万の根拠は何をどういうふうに基準にして。ここに見ると、市町村に配分の場合は、私有林の人工林面積と林業就業者人口による案分となっているんだけど、それが基準で466万になったということだろうと思うんですよね。その場合、単価の基準は何になるんですか、これ。ちょっと待ってください。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 今回、今年度配分される、先ほど言いましたけれども、466万7,000円の譲与税でございますけれども、これの算出につきましては、譲与基準というものが3つございます。1つが人工私有林割、それからもう一つが林業就業者割、それから人口割という3つの項目がございます。国が試算をしております全国森林環境税収ですね、その金額が、これが約200億を見込んでおるようでございます。その数字をもとに、例えば、人工私有林割については、本市の人工私有林を全国の私有林と比較して、その率を出して、人工私有林割については、100億円に今言った面積比率を掛けたもので数字を出すと。林業就業者割については、40億円という数字に対して同じく全国、それから本市の林業就業者の比較をした、その比率ですね、を掛けて数字を出すというふうな形になっております。

本年度から令和3年度までの3年間につきましては、今言った試算、計算方法で出した数字掛ける80%の数字が本市に配分をされる額というふうな形になっております。令和4年度以降、4、5、6、7、8、9、10と段階的に数字がまた変わっていきますけれども、今年度から3年間については466万7,000円、令和4年度から6年度までについては700万1,000円というふうな形で、数字が徐々に上がっていく予定でございます。この数字、また後々ちょっと変わるかもしれませんが、今のところ、うちのほうで示されているものについてはそんな形になっております。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 県税も払っている、国税になってダブルになるという、以前にも一般質問でも、私言いましたけれどもね。配分の問題については、やっぱり不公平感が必ず出るということも指摘しました。ただやっぱりやらなならんことなので、甘んじて受けなきゃいけないのかもしれないけれども、近隣市町の、例えば、南プスはどう、北杜はどうという数字はありますか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 申しわけございません。近隣自治体の数字のほうは、うちのほうは持っておりません。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうするとね、公平か不公平か何にもわからんということになるんだけれども、その辺はどうですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 申しわけございません。こちらに今、近隣の市の試算表がございました。ほかの自治体の数字も把握はできております。公平、不公平のその判断というのはなかなか難しいと思いますけれども、この試算の方法については、うちも近隣の自治体も、全て同じ形で算出をしているので、試算上、現状は別として、この金額を出す試算上、これについては何とも言えない部分がありますけれども、計算自体は統一した形で計算をしているので、その部分については不公平という部分はないかと思います。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そういうことで税収が入ると、とりあえず基金と、やっぱり内藤委員が言われたように、整備のために財源があるのに使うという、あるいは消化能力がどのぐらい、どういうふうか、そういったことのために、これは基金をふやすためにやる事業じゃないので、さきにお金が入りました。お金の範囲内で事業をやるのか、事業を大変やらないかんから基金の中から取り崩して使うのか、その辺のところははっきりしておかないと、仕事できません、基金ばかりたまっていくというふうな形になって整備が進まないということの危険性が非常に多いというふうに、私は感じますので、ぜひ北部山間部は非常に重要なところなので、これは私有林ばかりの話をしているけれども、じゃ、県有林はどうなる、恩賜林はどうなるという話と一緒に、これらも全部ひっくるめて話しないといけない問題だと思うので頑張ってもらいたいんだけど、部長、どうですか、決意は。

○委員長（金丸 寛君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） せっかくですね、こういう税という形の中でいただけるお金があるということです、齊藤委員がおっしゃるとおり、内藤委員がおっしゃるとおり、ためては何にもならんということでございます。

今、国から新しくこれ創設されたもので、ある程度大筋の何というんですか、使い道とかその辺は示されているんですが、なかなか細かいところまで、まだないというようなところでございます。今からもんでいって、とりあえずその計画を、地権者の意向を踏まえた中で計画をつくらなきゃならない。それを10年もかかってちやまた意味もないということでございますので、なるべく二、三年ぐらいの中でまとめて、じゃ、こうしていこうと。

あと県有林とか国有林とかありますが、それはまた県とか国も同じようにこういう基金をつくるということでございますので、その辺はある程度、連携をとりながら、連絡をとりながらという形の中で、昭和町以外は全部大半つくっていると思うんです、山林がありますので。そういうところとも連絡を密にしながらやりたいと思いますので、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 使い道の中にあれですかね、林道整備というのは該当するですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、新規に林道を整備する場合については該当になります。例えば、間伐した材木を運び出すためにつくる林道については該当になります、林道整備で。ただ今ある既存の林道の一部が壊れているから、そこをこの税を使って整備をするというのはルール上だめだという形になります。

○委員長（金丸 寛君） そのほかに委員の方、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） すみません。第3条の2のところに「基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」とあるんですけども、この基金の性格上、減ってしまっただけでは困るものですから、少なくとも、口頭でも結構ですけれども、元金保証の有価証券とか、あるいは随時に引き出せるとか、そういうようなのを入れることはできないのでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 申しわけございません。ちょっとその細かい部分は勉強不足であれんですが、ここの条例のこの案につきましては、国や県のほうから一応統一した形でこんな条例案という、ひな形を示されたものを県内の自治体どこも統一して使っているので、こういう形になっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほど令和元年から3年が譲与税の入ってくる金額が固定で、4年からまたちょっと増額されて入ってくるというふうの説明されていたと思うんですけども、これはもう固定ですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） そうです。3年間は466万7,000円という固定の金額でふえる減るというようなことはないという形になります。

○委員長（金丸 寛君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 今、上のほうだとエコパークの申請とか、ちょうどきょうだと思うんですけども、されていると思うんですけども、そういうものに認定されてくるとまた金額っていうのは途中で変わるとかそういったものというのは何かあるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 特にそういった認定行為等に伴って金額が変わるというふうなことは聞いておりません。令和4年度以降については、先ほどもとになる全国の森林環境税収の金額ですね、これ200億と言いましたけれども、令和4年度からについては、国では300億、100億ふえるというようなことを一応見込んで、その金額をもとにそれぞれの自治体に配分というような形になるので金額が若干上がってくるというふうな形になっております。

○委員長（金丸 寛君） そのほか傍聴議員、ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 先ほど課長が、他市町村の内訳はということをごによごによという格好で終わっちゃったんですけども、具体的に南プスさんはどうなるのかとか、それによって参考までに聞いて、その額に応じて多分市町村は対応すると、事業の計画を立てるとのことだと思うんですよ。甲斐市はじゃ四百何十万ですけども、じゃほかの市はどうなのか、どういう計画を立てるか、参考としてやっぱり数字を公表してほしいんですよ、どうなん

でしょうか。主立ったところで結構なんですけれども。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 主立ったところのみの数字とさせていただきますけれども、隣の甲府市さんが1,211万円、南アルプス、南プスさんが505万5,000円、うちとほぼ同じぐらの金額になります。韮崎市さんが329万5,000円、北杜は1,269万円ではほぼ甲府市さんと同じ数字になっております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今いろいろ説明していただいて、森林環境の譲与税460万ぐらい来るという。それで、森林整備とかという、そのいろいろ計画してやるんでしょうけれども、単純に考えて460万ぐらいで何ができるかという話なんですよね。だから、このところ上がると言ったって、その令和4年で700万ぐらいという話でしょう。だから、これ基金をつくったにしても、そんなには基金としてはたまっていかないと思うので、こういうそのぐらの規模から考えると、森林整備なんていうところまでは多分いかないと思う。まず最初は、その調査とかその周知とか、そういうような活動に充てるような部分だと思うんですよね。だから、よくその辺は計画段階でよく計画していただいて有効に使えるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。要望です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第42号の質疑を終了します。

これより議案第42号 甲斐市森林管理基金条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第42号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩とりましょう。40分再開ということで休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時36分

○委員長（金丸 寛君） 時間が予定より早い状況ですけれども、会議を再開いたします。

続いて、議案第50号 市道路線認定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） よろしくお願ひいたします。

市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案第50号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集の33ページをお願いいたします。位置図につきましては、議会資料32ページから35ページになります。

議案集33ページにてご説明させていただきます。

今回認定をお願いいたします路線につきましては、4月22日、5月27日に開催されました建設経済常任委員会で現地確認をしていただきました。路線番号621、321、322、323、324、325、326の7路線につきまして認定をお願いするものであります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第50号の質疑を終了します。

これより議案第50号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第50号を終わります。

以上で条例等審査を終了します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度をまとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、そのようにいたします。

初めに、建設課より8款土木費、2項道路橋梁費について説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 引き続きよろしく願いいたします。

建設課から補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

下段の8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持改良費についての補正となります。

補正前の260万に対しまして、8,200万円を増額補正し、補正後の額が8,460万になるものでございます。補正額の内訳ですが、国庫支出金の防災安全社会資本整備交付金が4,314万7,000円、市債は合併特例債になりますけれども3,690万円、一般財源が195万3,000円でございます。

内容でございますが、01の橋梁長寿命化推進事業の8,200万円につきましては、市道の橋梁維持補修工事について国の交付金の内定がございましたので、増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、橋梁の補修工事といたしまして、中央道にかかります大境橋、菖蒲沢地内の東側にかかります菖蒲沢橋、牛句地内の亀沢川にかかります鳥居坂橋の3橋の補修工事を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさんです。

この内容の中で、財源内訳ということで国の安全保障対策ということで4,300、合併特例債などで600ということで、一般財源がこれだけなんですけれども、その中の工事内訳費、今3つの箇所がうたい上げられましたけれども、この中で振り分けというか、この8,200万の中でこの3つを行うということなんですけれども、一番大きなところというところになりますか、中央道ですか、ちょっとお願いをしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今の3橋の中で一番大きいのが大境橋、NEXCO中央道にかかる橋となります。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そこはもう今何か工事をしているような感じが受けますけれども、全然それと違うですかね。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） こちらの橋は、新規の補修工事を今年度行いたいと考えております。

- 委員長（金丸 寛君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） あと2つですけれども、もしよければ、大体金額がわかればお願いをしたいと思えますけれども。
- 委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。
- 建設課長（小宮山 尚君） この3橋ですけれども、あくまで予算上の概算の工事費としてお聞きしていただきたいんですけれども、一応、大境橋が7,000万円、菖蒲沢橋の工事費が650万円、鳥居坂橋の補修工事が550万円を予定しております。
- 委員長（金丸 寛君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） 今年度ということになると思いますがけれども、このほかには徐々にそんなことも、橋梁の老朽化というものが進んでいるところありますけれども、大体その次にやる箇所、今後やる箇所というのは大枠何箇所ぐらいありますか、わかったら、わかる範囲でよろしいです。
- 委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。
- 建設課長（小宮山 尚君） 今後、橋梁の点検をした中で修繕計画を立てております。その中で順次やっていくことになると思えますけれども、一応、来年度予定しているのが、スポーツ橋とあと金石橋を今のところ、来年度やりたいというふうに予定しております。
- 委員長（金丸 寛君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） 金石橋ですか。あの金石橋は1級河川、荒川にかかるということですよ。それも長寿命化ということで甲斐市の範囲ということですかね。
- 委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。
- 建設課長（小宮山 尚君） 今の金石橋ですけれども、あれは市道の部分で、甲斐市が管理している橋なので修繕をうちが行わなければならないということになります。
- 委員長（金丸 寛君） 藤原委員。
- 委員（藤原正夫君） 金石橋はそうですね。向こう吉沢へ抜けられる。その下のありますよね、八幡橋、あれは開発1号線からずっと敷島林道にぶつかって北西中学へ行く橋なんですけれども、あれも行く行くはそんなふうな感じということですか。
- 委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。
- 建設課長（小宮山 尚君） 今の言われました八幡橋につきましては、甲府のほうの管理ということになってございます。
- 委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは今年度の事業になると思うんだけど、今後のスケジュールというかね、入札をして業者決まって、まあ大体日程的には一応今年度ということになるんだけど、どんな予定で計画をしているんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） この3橋につきましては、まず先ほど言いました大境橋につきましては、中央道の上を通っていますので、これはNEXCOとの協議が必要になります。通行どめ等をしなきゃならないので、この辺を予算が確保できましたら協議を進めまして、できるだけ早く発注をしたいと考えています。

残りの2橋につきましては、河川の上になりますので、工事は渇水期、10月移行の工事となりますので、そこをめぐりに発注を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 入札はどんなスケジュールでやるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 具体的にまだ何月とは決めておりませんが、恐らく渇水期に着手するには10月ぐらいの入札を考えております。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（金丸 寛君） それでは、会議を再開します。

続いて、農林振興課より6款農林水産業費、2項林業費及び13款諸支出金、1項基金費について一括で説明をお願いします。

箭本農林振興課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、農林振興課の6月補正についてご説明をさせていただきます。

議案書につきましては22ページ、23ページになります。補正予算説明書は8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、6款農林水産業費、2目林業費、1目林業振興費について360万円を増額補正させていただきます。

財源内訳につきましては、その他財源として、先ほどもご説明させていただきましたけれども、森林管理基金繰入金を充当をさせていただきます。森林管理基金繰入金につきましては、今6月補正の歳入予算において増額補正をする、今年度の森林環境譲与税466万7,000円を基金に積み立て、この中から360万円を繰入金として財源に充当するものでございます。

事業の内容につきましては、今年度より交付される森林環境譲与税を活用しまして、現在の森林の現況把握や森林整備等の計画策定などに活用するため、山間部の航空写真撮影を行い、最新の画像データを森林台帳管理システムに反映させるための委託業務費となります。

次に、補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、16目森林管理基金費について466万7,000円を増額補正させていただきます。

財源については、全て一般財源となります。

内容につきましては、先ほどご説明させていただきました林業振興費360万円を増額補正に際し、その財源となる予算を森林管理基金へ積み立てるため、466万7,000円の積立金を増額補正させていただきます。

以上が農林振興課の6月補正予算の内容となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） はい、わかりましたというわけじゃないけれども、その中の360万、

委託料ということですが、今の説明だと調査費ということですね。航空写真やら何やらですが、この委託先というのはどこなんですか、どこになりますかね。

○委員長（金丸 寛君） 丸茂農林振興係長。

○農林振興係長（丸茂貴幸君） お答えいたします。

航空写真に関しては、単独で山間部の写真を撮るのはとても466万7,000円ではできませんので、ことし税務課のほうで予算どりをしておりました市街地のほうの航空写真を撮ります。そのものが7月あたり、7月か8月の夏季に入札を行って業者を選定するというので、それに延長しまして山間部のほうも飛んでいただけるように協議を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴委員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係の質疑を終了します。

以上で議案第47号の質疑を終了します。

これより議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

続いて、議案第49号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） 引き続きよろしく申し上げます。

それでは、議案第49号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案は31ページになります。

説明につきましては、別冊の令和元年度水道事業会計補正予算説明書（第1号）にて説明させていただきます。

1ページをお願いします。

令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画収益的収入及び支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、既決予定額に5万7,000円、同じく6目資産減耗費、既決予定額に4万6,000円、同じく7目その他営業費用、既決予定額に9,000円、合計11万2,000円を増額し、1款水道事業費用計を7億3,859万8,000円に、また資本的収入及び支出の支出1款資本的支出、1項建設改良費、4目固定資産購入費、既決予定額に140万円を増額し、1款資本的支出計を3億7,215万8,000円とさせていただくものです。

内容につきましては、上水道課給水係で使用している軽自動車、ワンボックスワゴンになりますけれども、平成31年2月末にエンジンの故障により動かなくなりました。車は平成

12年に購入したもので、既に18年を経過しており、この車両を買いかえるため増額補正をお願いするものです。

1 款水道事業費用、1 項営業費用に車両を購入する際の手数料や保険料などの経費として11万2,000円、1 款資本的支出、1 項建設改良費に車両購入費140万円を計上させていただきました。

2 ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書になります。

なお、次ページ以降の貸借対照表とともに金額は税抜きの表示となっております。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、補正によりマイナス16万8,182円で4億5,214万5,057円となります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス129万5,514円となり、マイナス2億6,080万9,814円。

3の財源活動によるキャッシュ・フローは、増減はありません。

今回の補正で資金はマイナス146万3,696円の1億7,816万8,971円となり、資金期末残高は10億3,024万4,211円となります。

3 ページ、4 ページをお願いします。

予定貸借対照表になります。

資産の部。

今回の補正より1 固定資産、(1) 有形固定資産合計がホの車両運搬具38万1,046円及び減価償却累計額86万8,744円増額となり、固定資産の合計が73億3,551万5,456円になります。

2 流動資産、(1) 現金・預金が146万3,696円が減額、(4) の仮払金が2,110円の増額となり、差し引き146万1,586円減額となり、流動資産合計が11億1,259万9,290円となります。

資産合計は1 固定資産の増額分の124万9,790円と2 流動資産の減額分、マイナス146万1,586円を合算しまして、21万1,796円減額の84億4,811万4,746円となります。

4 ページをお願いします。

負債の部。

消費税の関係で、4 流動負債(2) 未払金が10万5,553円の減額となり、負債合計が10万5,553円減額の25億75万2,408円となります。

資本の部。

7 剰余金、(2) 利益剰余金、ハ当該年度未処分利益剰余金が10万6,243円減額となり、資本合計が59億4,736万2,338円となります。

負債資本合計は、負債の部マイナス10万5,553円と、資本の部マイナス10万6,243円の合計21万1,796円減額となり、84億4,811万4,746円となります。

3 ページ下段の資産合計、4 ページ下段の負債資本合計は同額の84億4,811万4,746円となっております。

以上が公用車購入に関する6月補正の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長(金丸 寛君) 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員(内藤久歳君) 軽自動車の買いかえということなんだけれども、これについては、庁舎全体の中でも耐用年数とかが登録から何年とかがあってある程度の基準がある中で、これは平均的な寿命というか、そういうもので買いかえるということなのか。それとも、どっか特別ぐあいが悪くてもうだめだという、その辺を。

○委員長(金丸 寛君) 望月課長。

○上水道課長(望月新路君) 総務課の管理系のほうにも確認した中で、基本的には14年をめどに買いかえのほうをされているようです。ただ実際はもうやはり予定より多く長く使う中で更新をしているようなんですけれども、うちの場合につきましても、18年たっておりまして、修繕をするよりは買いかえをしたほうがということで買いかえのほうにさせていただきました。

以上です。

○委員長(金丸 寛君) ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長(金丸 寛君) なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長(金丸 寛君) なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

これより議案第49号 令和元年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第49号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議、ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、事務局ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） ほかになければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分